

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月1日

【会社名】 GMOインターネット株式会社

【英訳名】 GMO internet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊谷 正寿

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03(5456)2555

【事務連絡者氏名】 専務取締役 グループ管理部門統括 安田 昌史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03(5456)2731

【事務連絡者氏名】 グループ総務部長 目黒 隆幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

1. 株式会社チャイナ・コンシェルジュ

名称	株式会社チャイナ・コンシェルジュ
住所	東京都中央区銀座8丁目11番地5号 正金ビル6F
代表者の氏名	代表取締役社長 大西 正也
資本金の額	1億円
事業の内容	中国におけるインターネットマーケティングサービスの提供

2. 協貿有限公司

名称	協貿有限公司
住所	香港上環皇后大道西2-12号 聯發商業中心11楼1106室
代表者の氏名	代表取締役社長 大西 正也
資本金の額	1,399万HKD (約1.77億円)
事業の内容	各種広告の設計、製作、代理、発布

3. 大連金鑰匙广告有限公司

名称	大連金鑰匙广告有限公司
住所	大連市中山区人民路60号
代表者の氏名	董事長・総経理 大西 正也
資本金の額	15万USD (約14百万円)
事業の内容	各種広告の設計、製作、代理、発布

4. 上海金鑰匙广告有限公司

名称	上海金鑰匙广告有限公司
住所	上海市徐匯区汾陽路138号3A01室
代表者の氏名	董事長・総経理 大西 正也
資本金の額	52万USD (約51百万円)
事業の内容	各種広告の設計、製作、代理、発布

5. 金鑰匙(北京)广告有限公司

名称	金鑰匙(北京)广告有限公司
住所	北京市朝陽区建国路88号(7-10号楼)7号楼1009室
代表者の氏名	董事長・総経理 大西 正也
資本金の額	100万USD (98百万円)
事業の内容	各種広告の設計、製作、代理、発布

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

1. 株式会社チャイナ・コンシェルジュ

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 - (うち間接保有: -)

異動後 3,370個 (うち間接保有: 3,370個)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 - (うち間接保有: -)

異動後 51.0% (うち間接保有: 51.0%)

2. 協貿有限公司

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 - (うち間接保有: -)

異動後 1,399万HKD (うち間接保有: 1,399万HKD)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 - (うち間接保有: -)

異動後 100.0% (うち間接保有: 100.0%)

3. 大連金鑰匙廣告有限公司

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 - (うち間接保有: -)

異動後 15万USD (うち間接保有: 15万USD)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 - (うち間接保有: -)

異動後 100.0% (うち間接保有: 100.0%)

4. 上海金鑰匙廣告有限公司

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 - (うち間接保有: -)

異動後 52万USD (うち間接保有: 52万USD)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 - (うち間接保有: -)

異動後 100.0% (うち間接保有: 100.0%)

5. 金鑰匙(北京)廣告有限公司

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 - (うち間接保有: -)

異動後 100万USD (うち間接保有: 100万USD)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 - (うち間接保有: -)
異動後 100.0% (うち間接保有: 100.0%)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社子会社GMOアドパートナーズ株式会社は、平成25年10月1日付で、株式会社チャイナ・コンシェルジュの株式を取得し、子会社化いたしました。これに伴い、同社及び同社の子会社(合計5社)が当社の子会社となりました。

前記子会社各社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

平成25年10月1日